

# 参 考 资 料



圏域地对協・広島県医師会・広島大学の提案

1 圏域地对協及び関係団体からの提案

(1) 圏域地域保健対策協議会からの提案

地域（圏域）	課 題	提案の概要
<p><b>広島</b> 広島市 安芸高田市 府中町 海田町 熊野町 坂町 安芸太田町 北広島町</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救急患者の増による二次・三次救急医療機関の疲弊（重症患者の受入困難化）</li> <li>○ 圏域北部の救急医療体制が不十分（圏域南部に重症患者の搬送が集中）</li> <li>○ 情報不足等による医療機関相互の連携が不十分（医療資源の有効活用ができない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救急医療体制の再編 管制塔機能を担う病院を整備するとともに、圏域北部に高次救急医療体制を構築する。</li> <li>○ 医療連携の推進 医療情報ネットワークの構築、圏域地对協の開催等</li> <li>◆ 中山間地域の医師確保対策</li> <li>◆ 高精度放射線治療センターの整備 等</li> </ul>
<p><b>広島西</b> 大竹市 廿日市市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健・医療・福祉各分野において、情報の共有化及び有機的連携が十分機能していない。</li> <li>○ 圏域の救急医療機関である厚生連広島総合病院の患者受入能力は限界に達している。また、時間外の小児救急の受入体制がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 圏域内の医療施設等の医療情報ネットワーク化の推進</li> <li>○ 厚生連広島総合病院を中心とした救急医療体制の強化</li> </ul>
<p><b>呉</b> 呉市 江田島市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の医療従事者が不足。</li> <li>○ 地域の医療及び医療従事者の質に格差がある。</li> <li>○ 施設間の連携が十分でない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療従事者の技術水準向上・医療の標準化</li> <li>○ 女性医療従事者の働きやすい環境整備</li> <li>○ 地域連携パスネットワーク導入</li> <li>○ 重症心身障害児施設の設置</li> <li>○ 診療船「済生丸」の建造</li> </ul>
<p><b>広島中央</b> 竹原市 東広島市 大崎上島町</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 竹原市、大崎上島町には分娩を取扱う医療機関がなく、東広島市においてもハイリスク妊娠・出産対応ができる医療機関がない。</li> <li>○ 救急体制について、三次救急医療機関がなく、二次輪番制病院の負担が大きい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 圏域内の周産期医療体制及び周産期医療システムの構築</li> <li>○ 2.5次的機能を持つ救急医療体制の充実</li> </ul>
<p><b>尾 三</b> 三原市 尾道市 世羅町</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管制塔的役割を担う医療機関がない。</li> <li>○ 施設間で連携が十分できていない。</li> <li>○ 公的医療機関の充実。</li> <li>○ 医療従事者が不足している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救急医療提供体制の充実強化</li> <li>○ 公的医療機関の再編成</li> <li>○ 医療従事者要請施設等の充実</li> </ul>

<p><b>福山・府中</b> 福山市 府中市 神石高原町</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 府中・神石地区では、深刻な医師不足により医療存続の危機である。</li> <li>○ 休日・夜間の初期救急体制が確立されていないため、初期救急患者が二次、三次救急医療機関を受診し、二次、三次救急医療機関が疲弊している。</li> <li>○ 患者情報に係る連携が効率的でない。</li> <li>○ 大規模災害時における初期救急医療体制が不十分である。</li> <li>○ 新型インフルエンザ対応体制が不十分である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 府中・神石地区の地域医療の再生に向けた医療機能の再編・連携化</li> <li>○ 初期救急医療体制の確立</li> <li>○ 救急患者情報の共有化</li> <li>○ 休日・夜間診療所への大規模災害対応機能の付加</li> <li>○ 新型インフルエンザへの対応のための初期、二次救急医療の充実</li> </ul>
<p><b>備北</b> 三次市 庄原市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師、看護師等の医療従事者の慢性的な不足。</li> <li>○ 現行の一次救急体制は限界状態。</li> <li>○ 備北圏域における地域医療の基盤強化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療従事者の定着促進</li> <li>○ 初期救急の持続可能な体制づくり</li> <li>○ 医療連携体制の構築</li> </ul>

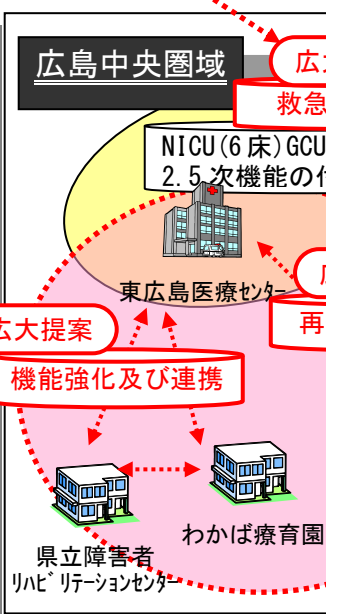
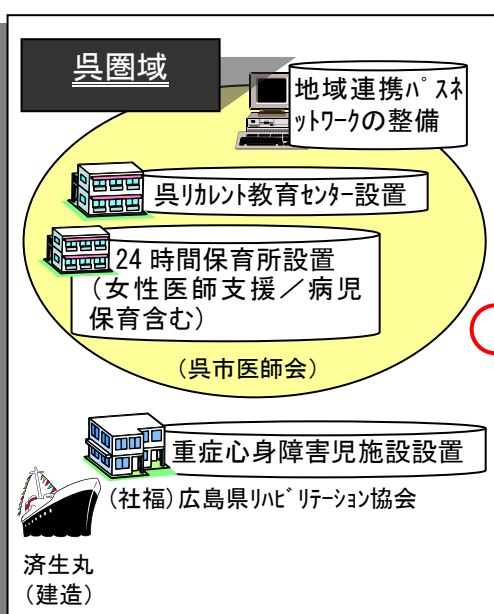
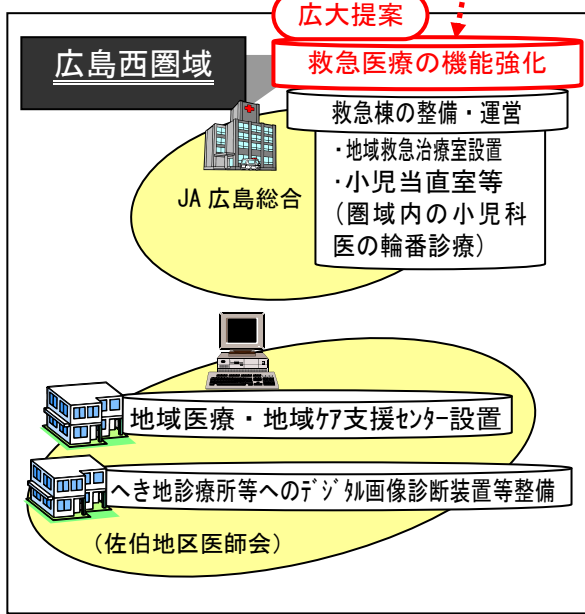
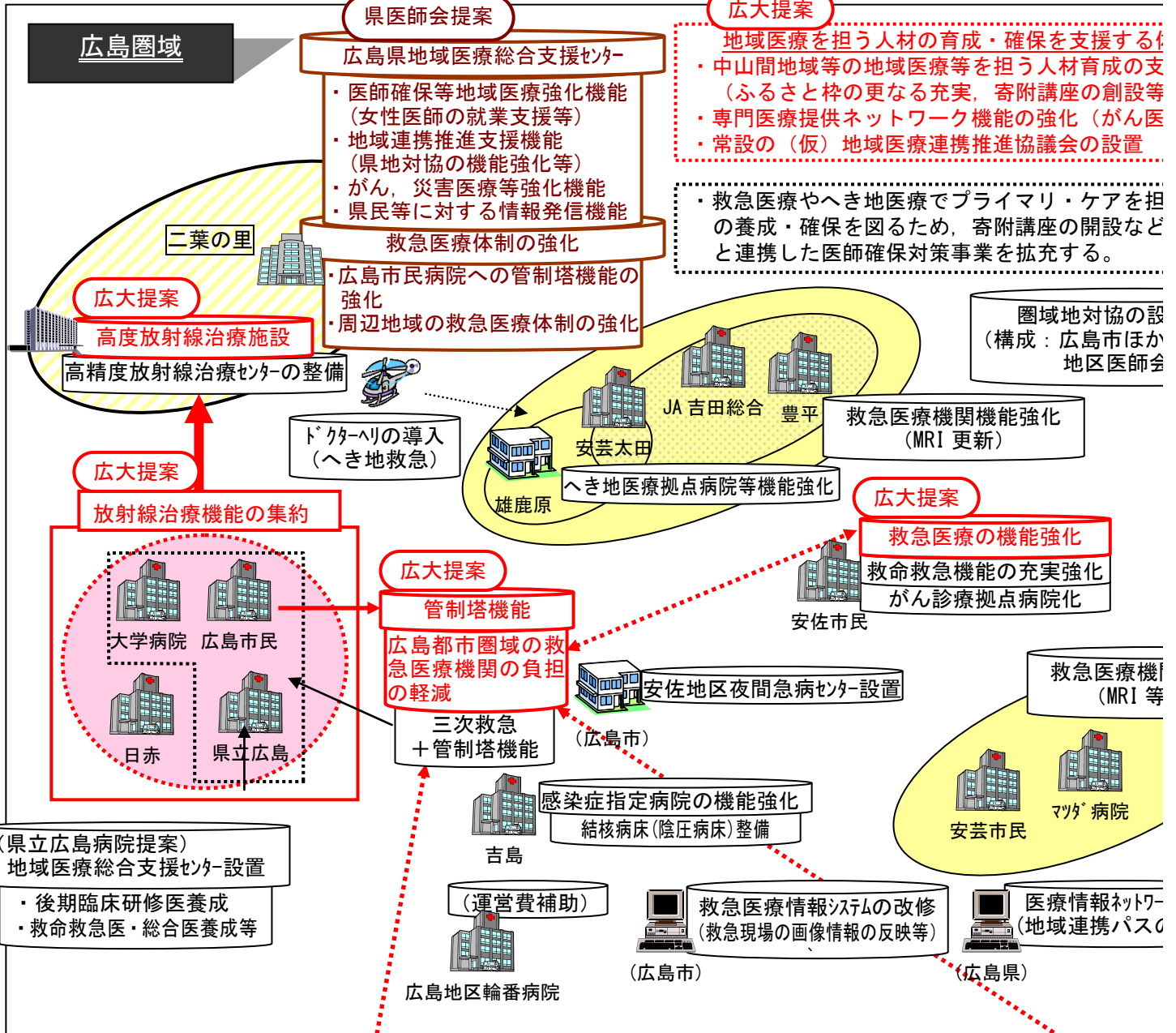
(2) 広島県医師会からの提案

課 題	提案の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師不足，医療従事者不足による医療崩壊。</li> <li>○ 医療従事者等に対する専門的研修施設の不備。</li> <li>○ がん，救急・災害医療，健康危機管理，医療連携を推進する拠点施設の不備。</li> <li>○ 新型インフルエンザへの対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全県を視野に入れたセンター的機能を有する医療・保健・福祉を支える拠点施設の整備</li> <li>○ 医師不足と医師偏在の解消に向けた臨床研修制度構築への支援</li> <li>○ 地域に定着する医師や不足している診療所医師の増加を図るため，県と連携しながらの諸施策の推進に対する積極的支援</li> <li>○ 医師等医療従事者に対する研修機能，情報提供機能，医療技術向上機能の強化</li> <li>○ 広島県地域保健対策協議会の機能強化を図り，本県の地域連携推進のための指導的機能の付与</li> <li>○ 医療情報ネットワークの構築による診療情報の共有化により，均てん化と質の向上の寄与及び医療機関の機能分担の促進</li> <li>○ がん，救急，災害医療，健康危機管理等の強化</li> <li>○ 県民に対する情報提供機能の整備</li> <li>○ 広島市民病院への管制塔機能の付与など，広島地域を中心とした救急医療体制の強化及びそれに伴う県下全域の救急医療体制の再構築</li> <li>○ 新型インフルエンザ対策の充実</li> </ul>

(3) 広島大学からの提案

区 分	課 題	提案の概要
広島都市部における救急医療システムの再構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 輪番制を辞退する病院の増加により二次救急病院群輪番制の維持が困難になりつつある。</li> <li>○ 三次救急医療機関に搬送される二次救急患者が増加傾向にある。</li> <li>○ 広島都市部周辺地域から広島市都市部への救急患者の流入により悪化傾向に拍車がかかっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広島市民病院の管制塔機能を担う施設としての位置付け、救急患者の確実な受入及び支援医療機関等への搬送調整</li> <li>○ 広島都市部の隣接地域に位置する広島市立安佐市民病院、厚生連広島総合病院、東広島医療センターの救急医療機能強化による都市部への救急患者流入の抑制</li> <li>○ 県立障害者リハビリセンター等の機能強化及び東広島医療センターとの連携推進</li> </ul>
高度放射線治療部門をはじめとする広島都市部4基幹病院の医療機能の集約・再編	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 半径2km圏内にある4基幹病院が施設特性を明確にせず同様な医療を提供し続けることは、深刻な医師不足の中での貴重な医療人材や施設設備の分散を招いている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4基幹病院の役割分担と集約を推進</li> <li>○ 4基幹病院におけるがんの高度放射線治療部門を集約化した新たな高度放射線治療施設の整備</li> </ul>
県東部中山間地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 府中市及びその周辺地域並びに世羅町及びその周辺地域では、中小規模の効率・民間の地域医療拠点病院が分散している。</li> <li>○ これらの各医療施設で類似の医療機能を維持することはもはや限界に達している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これらの施設において、医療機能の連携・再編や機能分担の明確化を推進することによる医師派遣効率の改善、地域医療の持続性を確保</li> </ul>
中山間地域等の地域医療を担う人材育成の支援体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学ふるさと枠の創設による地域医療を志向する学生及び実際に従事する医師の増加に伴う圏内での就業・定着促進に向けた仕組み等が不可欠である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適切な育成プログラムの提供</li> <li>○ 県外医師のリクルート対策推進も含めた体制整備</li> <li>○ 寄附講座の創設</li> </ul>
レジデントハウスの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広島大学病院における若手医師の育成支援は担い手確保のため不可欠である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ レジデントハウスの設置による担い手確保</li> </ul>
専門医療提供ネットワーク機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ がん医療ネットワークを将来に渡り維持し、より充実したものにする必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これらのネットワークに参画する専門医療人材の育成システムの体制強化</li> </ul>
常設の地域医療連携推進協議会(仮称)の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広島都市部基幹施設の医療機能連携や中山間地域の医療施設連携を継続して推進していくための恒常的な調整を担う協議会等の枠組みが不可欠である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域医療連携推進協議会(仮称)を創設することによる更なる医療施設間連携の推進</li> </ul>

<提案された事業の全体像>



本制整備  
援体制整備  
)  
療連携等)

当する医師  
広島大学等

置・運営  
1市6町、  
、広島大学)

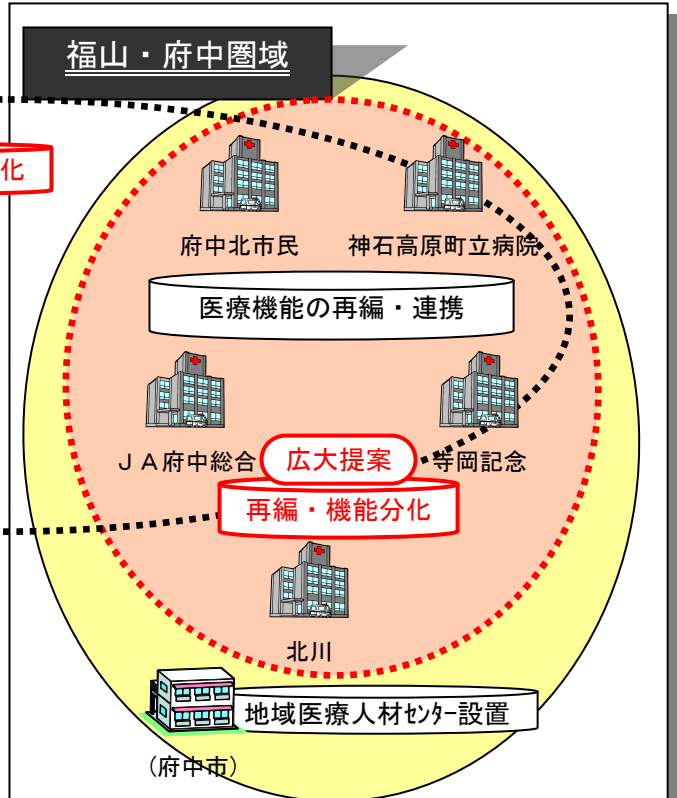
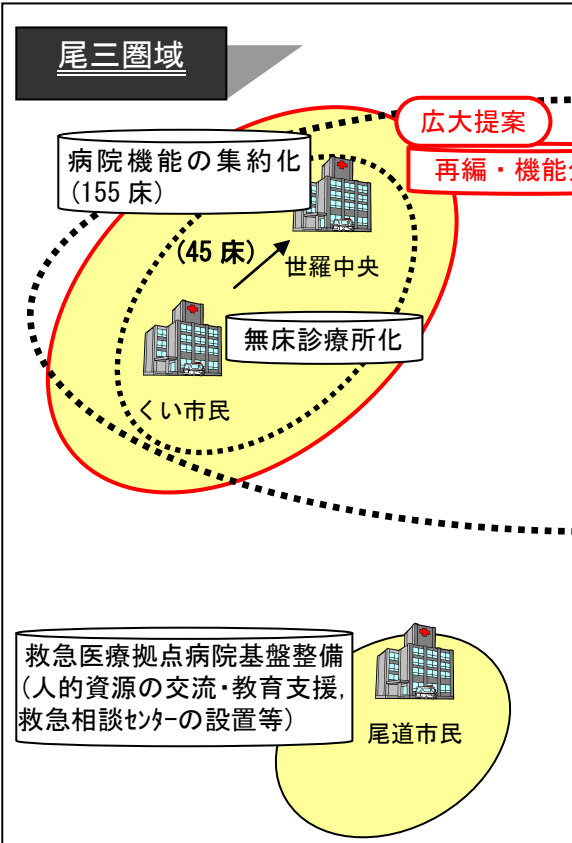
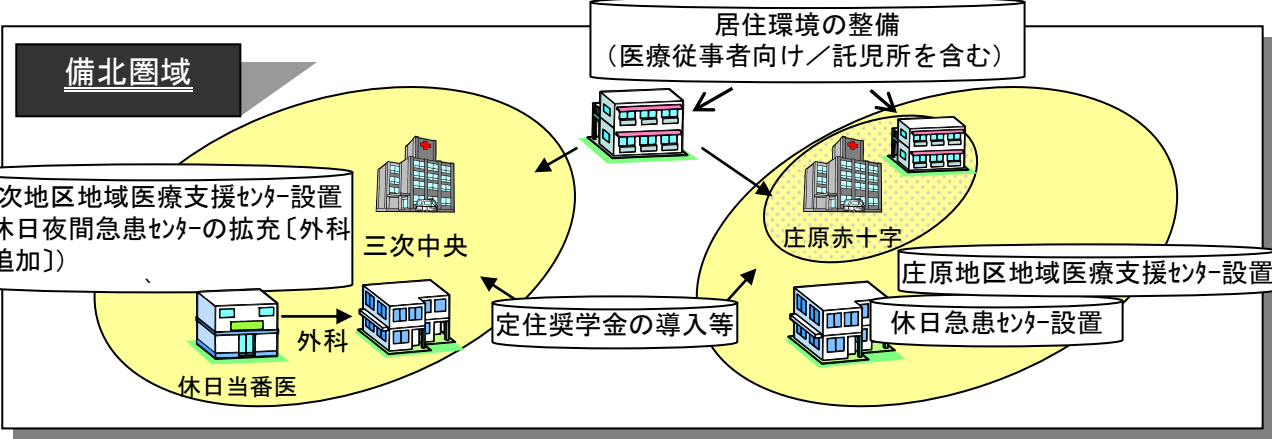
関機能強化  
更新)

の構築  
の導入)

大提案  
息医療の機能強化  
(9床)整備  
付加

広大提案  
編・医療人材の集約

県立安芸津



## 策定指針・委員会関連

## 広島県地域医療再生計画策定指針

21.6.23 医療政策課

## 第1 趣旨

救急医療の確保、地域の医師確保など、地域の医療課題を解決するため、広島県地域医療再生計画（以下「計画」という。）を策定し、この計画に基づき事業を実施する。

## 第2 地域医療再生計画の策定に当たっての基本方針

- (1) 「広島県保健医療計画」（「地域保健医療計画」を含む。）（平成20年3月改正）（以下「保健医療計画」という。）で掲げる4疾病（がん、糖尿病、脳卒中、急性心筋梗塞）5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急医療）に定める医療機能の強化に係る地域の課題の早期解決を図る。
- (2) 上記（1）に加え、医療機関の連携強化や再編（公立病院等の再編・ネットワーク化に関することも含む。）など、地域における新たな課題にも対応を図る。  
なお、（1）及び（2）でいう「地域」の範囲は、医療法第30条の4第2項第10号に規定する区域（二次保健医療圏）を基本とする地域とし、原則2か所とする。
- (3) 奨学金貸与事業や勤務環境改善などの医師確保対策など、県全域で効率的に図る地域医療の課題解決にも対応する。
- (4) この計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とする。

## 第3 地域医療再生計画の策定

## 1 策定の体制

- (1) 有識者等で構成する委員会等（以下「委員会等」という。）を設置し、計画案を策定する。
- (2) 計画案は、広島県医療審議会の意見を聴取する。
- (3) 県は、第3の1（1）（2）を踏まえ、計画を策定する。

## 2 策定の視点

- (1) 計画は、個々の医療機関が直面する課題の解決にとどまらず、地域全体が直面する医療課題を解決するものとする。
- (2) 計画は、論理性をもって、適正に検討し、現状分析、課題の選定、達成すべき目標及び実施する事業が一貫したものとなるよう留意する。
- (3) 現状分析は、定量的なものとし、達成すべき目標は妥当なものを設定する。
- (4) 地域医療再生計画の終了後においては、急性期医療の充実強化・効率化など、地域における医療に関する問題を解決することにより、地域における医療が継続的に確保されるように留意する。
- (5) 必要性の低い事業は含まないよう留意し、過度の施設又は設備の整備は行わない。
- (6) 広島県災害拠点病院等耐震化整備基金を活用し災害拠点病院等の耐震化整備を行う医療機関の取り組みについても勘案する。



### 3 地域医療再生計画の記載事項

- (1) 地域医療再生計画対象地域の範囲
- (2) 地域医療再生計画の開始日及び終了日
- (3) (1)の地域における医療に関する定量的な現状分析
- (4) (1)の地域における解決すべき医療に関する課題
- (5) (2)の終了日までに達成すべき全体的な目標及び年度別ごとの事業計画の達成目標
- (6) (5)の目標を達成するために行う事業の内容
- (7) (6)の事業を実施するに当たって必要な経費
- (8) 地域医療再生計画終了後に実施する必要があると見込まれる事業

### 4 保健医療計画等との関係

地域医療再生計画の作成に当たっては、必要に応じて保健医療計画を見直すなど、保健医療計画  
その他県が定める関係計画の内容と調和が保たれるようにする。

## 第4 地域医療再生計画の実施

計画は、広島県地域医療再生基金条例に基づき造成された広島県地域医療再生基金を活用して実施  
する。

## 第5 地域医療再生計画の推進等

### 1 地域医療再生計画の推進体制

- (1) 県は、委員会等で計画の進行管理を行う。
- (2) 計画の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、地域全体で事業の進行管理が可能な体制を確保する。
- (3) 各事業者は、善良な管理者の注意をもって事業を遂行する。

### 2 地域医療再生計画の達成状況の評価等

- (1) 対象地域は、計画に定める事業に関して、毎年度、当該目標の達成状況を県に報告する。
- (2) 県は、報告を委員会等で評価し、実績報告を作成する。作成された実績報告は、厚生労働大臣に提出する。
- (3) 評価の結果は、次年度以降の計画に係る事業計画に反映させる。

## 広島県地域医療再生計画推進委員会設置要綱

### (目的)

第1条 広島県地域医療再生計画（以下「計画」という。）の策定及び計画の円滑な推進等を行うため、広島県地域医療再生計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 委員会の業務は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) 計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) その他、計画の推進に必要な事項に関すること。

### (委員会の運営)

第3条 委員会の委員は、別表に定める機関の者とする。

- 2 委員の任期は平成23年3月31日までとし、必要に応じて任期の延長を行う。
- 3 委員に欠員が生じた場合又は増員がある場合に選任される者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 委員会には次の役員を置き、役員は委員の互選により決定する。
  - (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 1名
- 5 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、これを主宰する。
- 6 委員長が委員会を開催することが困難な状況にある場合は、副委員長が委員長に代わり会議を開催する。
- 7 委員長は、必要があると認める場合は、委員会に委員以外の者を出席させることができる。
- 8 委員会は、必要に応じて部会を設置できるものとし、その運営については、委員会が別途定めるところによるものとする。

### (事務局)

第4条 委員会の事務局は、広島県健康福祉局保健医療部医療政策課に置く。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年7月2日から施行する。

(別表)

機 関 名
全国自治体病院協議会広島県支部
広島県医師会
広島県医療審議会
広島県看護協会
広島県歯科医師会
広島県病院協会
広島県保健所長会
広島県薬剤師会
広島大学大学院医歯薬総合研究科
広島県

## 広島県地域医療再生計画推進委員会 委員名簿

氏名	所属	職名
○ 碓井 静照	広島県医師会	会長
檜谷 義美	広島県医師会	副会長
津久江 一郎	広島県病院協会	会長
桑原 正雄	全国自治体病院協議会	広島県支部長
荒川 信介	広島県歯科医師会	専務理事
前田 泰則	広島県薬剤師会	会長
板谷 美智子	広島県看護協会	会長
岸本 益実	広島県保健所長会	副会長
◎ 松浦 雄一郎	広島県医療審議会	会長
小林 正夫	広島大学大学院	医歯薬学総合研究科長
茶山 一彰	広島大学大学院	医歯薬学総合研究科教授
佐々木 昌弘	広島県	健康福祉局長
(迫井 正深)	(広島県)	(前 健康福祉局長)

◎／委員長，○／副委員長，（ ）内は人事異動に伴う前任者

## 国指針

## 地域医療再生計画作成指針

## 第1 地域医療再生計画作成の趣旨

国としては、「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）において、「都道府県が地域の医療課題の解決に向けて策定する「地域医療再生計画」に基づいて行う、医療圏単位での医療機能の強化、医師等の確保等の取組を支援」することとしたところである。

国は、この支援策として、平成21年度補正予算において、地域医療再生臨時特例交付金を確保し、都道府県に交付することとしたものである。都道府県においては、医療圏単位での医療機能の強化、医師等の確保等の取組その他の地域における医療に係る課題を解決するための施策について定める計画（以下「地域医療再生計画」という。）を作成するとともに、地域医療再生臨時特例交付金により地域医療再生基金を造成し、これらの施策を実施することが望まれる。

本指針は、都道府県の参考となるものを手引きの形で示したものである。

## 第2 地域医療再生計画の作成

## 1 総論

地域医療再生計画の内容については、都道府県において、本作成指針に即し、かつ、医療審議会、医療対策協議会等の意見を聴き、それぞれの地域の実情に応じて定めるものとする。

地域医療再生計画においては、個々の医療機関が直面する課題を解決することだけでなく、地域医療全体が直面する課題を解決することを目的とする。

また、地域医療再生計画においては、現状分析、課題の選定、達成すべき目標及び実施する事業が一貫したものとなるよう留意する。

さらに、地域医療再生計画の終了後においては、急性期医療の充実強化・効率化、病院病床の機能分化及び在宅医療の充実を実現するなど、地域における医療に関する課題を解決することにより、地域における医療が継続的に確保されるよう留意する。地域医療再生計画の終了後において、地域における医療の継続的な確保に支障が生ずることのないよう留意する。

なお、2において地域医療再生計画の記載事項とされているものについては、必ず記載するものとする。

## 2 記載事項

次の事項については、地域医療再生計画に記載するものとする。

### (1) 地域医療再生計画において対象とする地域の範囲

地域医療再生計画においては、一の医療法第30条の4第2項第10号に規定する区域を基本とする地域（以下「二次医療圏」という。）を対象として定める。

対象とする二次医療圏の選定に当たっては、管内の二次医療圏のうち特に解決すべき課題を有するものを対象とする。

ただし、地域の医療機関において一定期間勤務した場合に返還を免除する医学部生向けの奨学金貸与事業など、二次医療圏の単位で実施するよりも都道府県全体で実施した方が効率的な事業については、都道府県全体を対象として定めることができる。

なお、多数の二次医療圏を対象として地域医療再生臨時特例交付金を少額ずつ交付する計画は、望ましくない。

### (2) 地域医療再生計画の開始日及び終了日

地域医療再生計画の期間については、平成25年度末までの5年間以内とする。

### (3) (1)の地域における医療に関する現状の分析

地域における医療に関する現状の分析をするに当たっては、医療に関する需要、必要な医師数などにつき、可能な限り定量的な分析を行う。

また、地域における医療に関する課題が明らかとなるよう留意する。

### (4) (1)の地域において解決すべき医療に関する課題

### (5) 地域医療再生計画の期間の終了日までの間に(1)の地域において達成すべき医療に関する目標

(1)の地域における医療提供体制の在り方に関して、地域医療再生計画を実施することにより達成する全体的な目標（以下「大目標」という。）を定める。

あわせて、大目標の達成状況を把握・評価するため、大目標に関連する指標について数値目標を定める。

数値目標の設定に当たっては、必要な医師数、救急搬送に要する時間などにつき、可能な限り、具体的かつ定量的な目標を設定する。

数値目標については、年度ごとの事業計画においてそれぞれの達成すべき目標を定める。

数値目標の設定に当たっては、その妥当性を十分に検討する。

### (6) (5)の目標を達成するために行う事業の内容

地域医療再生計画においては、対象とする地域における実情に応じて、当該地域の医療課題を解決するために必要な事業について定める。例えば、救急医療の確保が課題となっている地域においては管制塔機能を有する医療機関を設置するために必要な事業等を、医師確保が課題となっている地域においては地域の医療機関において一定期間勤務した場合に返還を免除する医学部生向けの奨学金貸与事業等を、それぞれ定めるものとする。

地域医療再生計画においては、既に実施している国庫補助対象事業を定めても差し支えない。ただし、これらの事業は、地域医療再生臨時特例交付金の対象とはならない。なお、国庫補助の対象となる事業を新規に実施し、又は、拡充する場合であっても、当

該国庫補助を優先的に活用する。

(7) (6)の事業を実施するに当たって必要な経費（経費に係る財源を含む。）

経費の積算に当たっては、費用を可能な限り抑制するため、適正な価格を用いて行う。

また、既に実施している国庫補助事業における国以外の負担分について、本交付金を充当することはできない。既に実施している地方単独事業についても同様とする。

さらに、継続的に実施することが必要な事業については、地域医療再生計画が終了し、地域医療再生基金が無くなった後においても引き続き実施されるよう、地域医療再生計画の期間中においても一部は都道府県又は市町村が負担するなど、費用負担の在り方に留意する。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）附則第5条において、地方公共団体は、国、独立行政法人、国立大学法人等に対し、原則として、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するものを支出してはならないこととされているので留意する。

ただし、地方公共団体の要請に基づき、科学技術に関する研究開発等で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与し、かつ、当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるものを行う場合に、当該地方公共団体が当該研究開発等（当該法人において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。）の実施に要する経費等を負担しようとする場合（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）附則第4条第7号）、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対して特別に医療を提供する場合に、当該地方公共団体が当該医療の提供に要する費用等を負担しようとする場合（同条第8号）等であって、あらかじめ、総務大臣に協議し、同意を得たものは例外とされている。

(8) 地域医療再生計画の終了後に実施する必要があると見込まれる事業

地域医療再生計画の終了後において、(5)に掲げる目標を引き続き達成するために実施する必要があると見込まれる事業につき、その内容及び経費を記載する。

### 3 地域医療再生計画作成等に係る手順

都道府県が地域医療再生計画を作成する際、全国に共通すると考えられる手順等を参考までに示す。

- (1) 地域医療再生計画（案）を作成するための体制の整備。
- (2) 地域医療の現状分析等に係るデータの収集、調査の実施及び将来予測の検討。
- (3) 管内のすべての二次医療圏における中核的な医療機関の意見を聴いた上で地域医療再生計画において対象とする地域を選定。
- (4) 対象とする地域における医療機関、医育機関、診療又は調剤に関する学識経験者の団体（医師会、歯科医師会及び薬剤師会）、市町村等の関係者に対して意見を聴取。
- (5) 当該地域において直面する医療に関する課題を解決するための具体的方策及び目標等を検討。
- (6) 当該地域における課題を解決するための事業の内容についての検討。
- (7) 以上の検討を踏まえて地域医療再生計画（案）の作成。これまでに厚生労働省に随時

相談

- (8) 地域医療再生計画（案）について都道府県医療審議会又は医療対策協議会への意見聴取。
- (9) 地域医療再生計画（案）並びに様式1及び様式2の厚生労働省への提出。
- (10) 有識者による協議会（国に設置）において地域医療再生計画（案）を審議。
- (11) 厚生労働省から都道府県に地域医療再生臨時特例交付金の交付額を内示。
- (12) 地域医療再生計画を決定。

#### 4 医療計画等との関係

地域医療再生計画の作成に当たっては、必要に応じて都道府県医療計画を見直すなど、都道府県医療計画その他都道府県が定める関係計画の内容と調和が保たれるようにする。

また、公立病院改革プラン及び各都道府県において策定された「再編・ネットワーク化に関する計画・構想等」（「公立病院改革ガイドラインについて（通知）」（平成19年12月24日総経第134号総務省自治財政局長通知）を踏まえて作成されるものをいう。）との整合性について留意する。

なお、管内に定住自立圏に関する取組を行う市町村（管内にその一部が含まれるものを含む。）がある場合にあっては、地域医療再生計画を作成するに当たって、当該圏域の中心市（中心市以外の市町村の病院が当該圏域の中核的な病院であるときは、当該市町村）等と協議するなど、当該定住自立圏に関する取組との調和が図られるよう配慮する。

### 第3 地域医療再生計画の推進等

#### 1 地域医療再生計画の推進体制

地域医療再生計画の推進体制については、都道府県医療審議会又は医療対策協議会を活用するなど、関係者が互いに情報を共有することにより、信頼関係を醸成し、円滑な連携が推進されるような体制を構築することが望ましい。

#### 2 地域医療再生計画の達成状況の評価等

地域医療再生計画に定める事業に関して、毎年度、当該目標の達成状況を評価し、実績報告を作成する。

地域医療再生計画に定める事業の実績報告は、厚生労働大臣に提出する。

評価の結果は、次年度以降の地域医療再生計画に係る事業計画に反映させるものとする。厚生労働省は、少なくとも、平成21年度から平成23年度までの実績については、有識者による協議会に報告し、意見を聴くものとする。

#### 3 地域医療再生計画の変更



評価の結果に基づき、地域医療再生計画における大目標を達成するために必要があると認める場合、地域医療再生計画の変更を行うことができる。

地域医療再生計画を変更しようとするときは、あらかじめ、対象とする地域における医療機関、医育機関、診療又は調剤に関する学識経験者の団体（医師会、歯科医師会及び薬剤師会）等の関係者、都道府県医療審議会又は医療対策協議会及び対象とする地域を管轄する市町村の意見を聴取する。

都道府県は、地域医療再生臨時特例交付金の交付を受けている場合であって、地域医療再生計画を変更しようとするときは、当該変更につき、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

厚生労働大臣は、都道府県の地域医療再生計画の変更（軽微な変更を除く。）を承認する場合は、有識者による協議会の意見を聴くものとする。

#### 第4 その他

地域医療再生計画の作成に当たっての留意事項については、別紙のとおりであるので参考とする。

また、地域医療再生計画の内容としては、別添1及び別添2の例示が考えられるので、併せて参考とする。

## 地域医療再生計画の作成に当たっての留意事項

1 地域医療再生計画の記載事項

## (1) 必要事項の記載

- ・ 必要な記載事項はすべて記載すること。
- ・ 計画期間は平成25年度末までに終了すること。
- ・ 対象地域は、二次医療圏を基本として定めること。合理的な理由がある場合に限り、二次医療圏よりも広範な地域を対象とすること。
- ・ 都道府県が提出する計画の中における優先順位を付すこと。

## (2) 計画の論理性

- ・ 現状分析、課題の認識、目標設定及び実施する事業は、それぞれ、適正に検討すること。
- ・ 現状分析、課題の認識、目標設定及び実施する事業が一貫したものとすること。

## (3) 計画の適正性

- ・ 定量的な現状分析をすること。
- ・ 地域医療全体が直面する課題を解決することを目的とすること。個々の医療機関における問題を解決することに止めないこと。
- ・ 計画期間の終了後において、地域において医療が継続的に提供される体制が確保されることが見込まれるようにすること。
- ・ 定量的な目標を定めること。
- ・ 病院病床の機能分化について、適切な目標を設定すること。
- ・ 急性期医療の充実強化・効率化について、適切な目標を設定すること。
- ・ 在宅医療の強化について、適切な目標を設定すること。
- ・ マンパワーの充実確保について、適切な目標を設定すること。
- ・ 複数の医療圏に対して、地域医療再生特例交付金を少額ずつ交付する計画としないこと。
- ・ 必要性の低い事業は含まないこと。

## (4) 他の計画等との調和

- ・ 医療計画その他都道府県が定める関係計画との調和を図ること。
- ・ 公立病院改革プラン等及び定住自立圏に関する取組との調和を図ること。

## 2 地域医療再生計画の作成手順

- ・ 都道府県における医療審議会、医療対策協議会等の関係者の意見を聴取すること。

## 3 地域医療再生計画に定める事業に係る経費の積算

- ・ 妥当な単価により積算すること。
- ・ 過度の施設又は設備の整備を行わないこと。
- ・ 借入を行う場合、借入金は返済可能な範囲とすること。
- ・ 既に実施していた国庫補助事業における県等の負担分について、本交付金を振り替えて充当しないこと。既に実施している地方単独事業について、本交付金を振り替えて充当しないこと。
- ・ 地方公共団体から国立大学法人、独立行政法人等に対して、補助金等の支出を行う場合、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める要件（県負担がある場合の総務大臣の同意等）を満たすこと。